

平成 16 年 4 月

胸腹部臓器の障害に関する認定基準等の見直しの進め方について

1 基本的な考え方

各種の障害に関する認定基準等の見直しに係る検討については、最新の医学的知見に基づき、基準の明確化、合理化を図るために行っているものであるが、行政の意思決定過程の透明性の向上、公正の確保が以前にも増して求められるようになっている。

こうしたことから、既に専門検討会の開催日時を厚生労働省のホームページ上に掲載するとともに、専門検討会の原則的な公開を平成 14 年から実施しているところであるが、厚生労働省ホームページ上の掲載のみでは検討が行われていること自体を知りえなかった、検討が終了してからでは意見を申し述べにくい等の意見が審議会委員や各種の団体より出されたところである。

そこで、現在検討を行っている胸腹部臓器の障害に関する認定基準の見直しを進めるに当たっては、必要に応じて中間的なとりまとめ結果を審議会に報告する等さらに透明性の向上等を図るものとする。

2 具体的な進め方

(1) 労働能力の低下の状況、災害実態、就労状況等の調査

障害等級に係る評価を下方に改める必要があると思われる場合には、必要に応じて次の事項の調査を行う。調査結果は、専門検討会に報告する。

- ① 傷病の状況、傷病による労働能力の低下の有無・程度、具体的な労務の支障の内容・程度等（患者、職業リハビリテーションの専門家等から意見を聴取）
- ② 患者等の就労の状況、必要な配慮、労務の支障の程度等（産業医等から意見聴取）
- ③ 従来障害等級に係る評価を高くしていた理由
- ④ 各種の障害が生じている災害の内容
- ⑤ 諸外国等における取扱いの実態
- ⑥ その他参考となる事項

(2) 中間的なとりまとめ

専門検討会としての考え方を最終的にまとめる前に、すべての検討予定項目について一定の結論を得た時点において、必要に応じて中間的なとりまとめを行う。

中間的なとりまとめを行った際には、次によりその結果を報告する等により専門的あるいは社会的な意見を聴取し、最終的なとりまとめを行うに当たっての参考とする。

ア 労働政策審議会への報告

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会に中間的なとりまとめ結果を報告する（平成 17 年 3 月を予定）。

審議会において出された意見については、専門検討会に報告する。

イ 記者発表

中間的なとりまとめ結果について記者発表を行う。